

川越市立図書館市民開放用パソコン利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川越市市民開放用パソコン利用規約（平成25年3月12日市長決裁）に基づき、川越市立図書館に設置する市民開放用パソコン（以下「市民用パソコン」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 市民用パソコンを利用できる時間帯は、開館時間から閉館15分前までとする。なお、1回当たりの利用時間は60分以内とする。

(利用申請書)

第3条 市民用パソコンの利用手続に必要な利用申請書を別紙「川越市立図書館市民開放用パソコン利用申請書」（申請書A・申請書B）のとおり定める。

(個人情報の保存期間)

第4条 収集した個人情報は、3年間保存するものとする。

(利用者のプライバシー保護)

第5条 図書館は、利用者が市民用パソコンの閲覧履歴の消去を申し出た場合、必要な措置を講ずるものとする。ただし、アクセス履歴については、この限りではない。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、市民用パソコンの利用に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 川越市立図書館インターネット端末利用者開放実施要領及び川越市立図書館インターネット端末利用者開放運用基準は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。